

平成 26 年 2 月 20 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 24-90-45 号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成 25 年 2 月 28 日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職が次のような措置をとったことが確認できたので、勧告の内容(1)に対する措置が未了ですが、本件公益通報についての処理を終了します。

なお、本件公益通報に関する城東区役所における最終的な処理結果については、勧告の内容(1)に従い、後日、本委員会に報告するとともに公表してください。また、公表の際には、本件公益通報に係る不適正な事務処理とその顛末について、市民に対する説明責任を真摯に果たされるよう要請します。

記

確認内容

1 城東区役所における国民健康保険料の減免について

- (1) 平成 21 から 24 年度までの国民健康保険料の減免申請書類について調査を実施したこと。
- (2) (1)の調査の結果、専決権者である保険年金課長の決裁が完了する前に申請者に対して決定通知書を交付していたことが判明したこと。
- (3) (2)については、平成 24 年 12 月より専決規程に従い課長決裁完了後の交付を徹底し、当日中に決裁ができない場合は後日決裁完了後の郵送を徹底していること。
- (4) (1)の調査の結果、減免申請について、申請理由を証明する添付資料がなく、申請時期を遡って承認の処理を行っていたものが 4,469 件（うち、過年度に遡って承認したものが 1,765 件、現年度の中で遡って承認したものが 2,704 件）あったこと。
- (5) (4)の不適正な事務処理により承認された減免申請については、その後の調査等を経て、結果的には減免要件を満たしていることが判明したことから、承認された減免申請の取消までは行わないこととし、不適正な事務処理については大阪市国民健康保険条例施行規則に従った処理を行うよう担当全体で周知徹底を行ったこと。また、平成 25 年 1 月より、当該規則等で例外として認められる場合を除き、申請時期を遡った減免は承認しない旨の是正措置を講じていること。

2 城東区役所における国民健康保険料の滞納に係る延滞金の減免について

- (1) 平成 21 から 24 年度までの国民健康保険料の滞納に係る延滞金の減免申請書類について調査を実施したこと。

- (2) (1)の調査の結果、減免申請に対して処理を行わないまま長期間にわたり放置されていたものが1件あったこと。
- (3) (2)の1件については、当該公益通報に係る調査を契機に平成24年11月6日に改めて審査を行った結果、減免要件に該当しないことが判明したため、同月15日に当該延滞金の徴収を完了したこと。また、当該事案については差押えが行われていたが、保険料の滞納分を納付時に当該差押えの解除を行っていたことが判明したため、差押え解除に当たっては納付額と差押債権額の大小にかかわらず解除要件を順守するよう担当全体で適正処理について周知徹底を行ったこと。
- (4) (1)の調査の結果、減免申請について、申請理由を証明する資料添付の無いものが167件あったこと。
- (5) (4)の167件のうち、58件については減免要件を満たしていることが判明したが、残る109件については要件確認の調査を進め、最終的に要件確認ができなかったものについては、減免の取消を含めた対応を進めていく方針であること。なお、当該の不適正な事務処理については、平成23年度より減免要件を確認できる証明資料の添付とともに受け付けることとしているが、今回改めて担当全体で適正処理について周知徹底を行ったこと。
- (6) (1)の調査の結果、減免申請について、専決権者の決裁を完了していないにもかかわらず減免承認の決定を行っていたものが92件あったこと。
- (7) (6)の92件のうち、33件については減免要件を満たしていることが判明したが、残る59件については要件確認の調査を進め、最終的に要件確認ができなかったものについては、減免の取消を含めた対応を進めていく方針であること。なお、当該の不適正な事務処理については、平成23年度より規定に沿った処理を行うよう徹底しているが、今回改めて担当全体で適正処理について周知徹底を行ったこと。
- (8) (1)の調査の結果、減免申請について、申請書類の申請理由とシステムに入力された申請理由との間に齟齬があるものが98件あったこと。
- (9) (8)の98件のうち、26件については減免要件を満たしていることが判明したが、残る72件については要件確認の調査を進め、最終的に要件確認ができなかったものについては、減免の取消を含めた対応を進めていく方針であること。なお、当該の不適正な事務処理については、平成23年度より延滞金減免の端末入力時に申請書の事由を確認のうえで処理することとし、決裁時にも端末との照合を行うよう適正に処理を行っているが、今回改めて担当全体で適正処理について周知徹底を行ったこと。
- (10) (1)の調査の結果、減免申請について、承認の決裁を完了していないにもかかわらず決裁書類が回議された時点で決定通知書に公印の使用を認めていたものが36件あったこと。
- (11) (10)の36件のうち、7件については減免要件を満たしていることが判明したが、残る29件については要件確認の調査を進め、最終的に要件確認ができなかったものについては、減免の取消を含めた対応を進めていく方針であること。なお、当該の不適正な事務処理については、平成23年度より課長決裁完了後に公印審査を行ったうえで公印を使用するよう適正に処理を行っているが、今回改めて担当全体で適正処理について周知徹底を行ったこと。
- (12) (1)の調査の結果、減免申請に対して不承認の判断をしながら申請者に対し不承認の通知を怠っていたものが14件あったこと。

(13) (12)の14件のうち、今回改めて確認した結果、2件については減免要件を満たしていることが判明したが、残りの12件については、今後要件確認の調査を進め、最終的に要件確認ができなかったものについては減免の取消を含めた対応を進めていく方針であること。なお、当該の不適正な事務処理については、平成23年度より不承認が確定した場合には決裁を行ったうえで不承認通知を送付することとしているが、今回改めて担当全体で適正処理について周知徹底を行ったこと。

3 城東区役所を除く23区役所の平成24年度受付分の国民健康保険料及び延滞金に係る減免申請について

- (1) 城東区役所を除く23区役所における平成24年4月1日から平成25年3月末までに受け付けた保険料及び延滞金の減免申請に係る事務処理について、調査を実施したこと。
- (2) (1)の調査の結果、23区役所において不適正な事務処理はなかったこと。

4 福祉局における保険料及び延滞金の減免に関する事務処理の適正性を検証し是正を図る制度の検討について

- (1) 国民健康保険料及び延滞金の減免決定における専決事項の取扱いについて再度徹底するとともに、大阪市国民健康保険料減免事務取扱要領について、事務処理の手順に誤解を生じるおそれのある表現部分を改正し、統一的な事務処理のための整備を行ったこと。
- (2) (1)の措置をとったうえで、初任者研修会の充実、事務処理に係るQA集の作成配布による事務の統一化、適正な事務処理のためのチェックシートの検討作成を行うことにより、事務の執行機関である各区役所が事務処理の適正性について検証できる環境整備を行ったこと。

(勧告の内容)

- (1) 城東区長は、現存するすべての保険料及び延滞金の減免に関する文書を確認し、事務処理が適正になされていないものについて、その内容や件数、金額を確定の上、本委員会に報告するとともに公表すること。また、それらについても速やかに適正化すること。
- (2) 城東区役所以外の23区役所について、保険料及び延滞金の減免に関する規定に照らして、平成24年度の保険料及び延滞金の減免に関する事務処理に不適正なものがないか検証すること。なお、不適正なものが確認された区役所については、速やかに本委員会に報告すること。
- (3) 上記(2)において、不適正なものが確認された区役所については、現存するすべての保険料及び延滞金の減免に関する文書を確認し、その内容や件数、金額を確定の上、本委員会に報告するとともに公表すること。また、それらについても速やかに適正化すること。
- (4) 福祉局長は、今回の事案を踏まえ、保険料及び延滞金の減免に関する事務処理が適正になされているかを必要に応じて検証し、是正を図る制度の確立等を検討すること。